

国民年金保険料は 前納・早割がお得です

前納について

■2年前納

2年度分（4月分～翌々年3月分）の保険料を、初年度当初の4月末までに納める方法です。

■1年前納

1年度分（4月分～翌年3月分）の保険料を、年度当初の4月末までに納める方法です。

■半年前納

年に2回、半年分ずつ前払いする方法です。4月分～9月分を4月末までに、10月分～翌年3月分を10月末までに納めることとなります。

■納付方法と手続き

納付方法には納付書払いとクレジット払い、口座振替があり、口座振替にすると、さらに割引があります。（2年前納は口座振替のみです）

・納付書

4月上旬に日本年金機構から送られてくる納付書の「1年前納用」または「半年前納用」を使って、全国の金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付します。

納付方法	2年前納	1年前納	半年前納
納付書 クレジットカード	—	3,460円 割引	790円 割引
口座振替	15,690円 割引	4,090円 割引	1,110円 割引

※割引額は、保険料額により決定します。
表は平成28年度の割引額です。

・クレジットカードと口座振替

新規で希望する場合は、2月下旬までに年金事務所申し込みください。2年前納、1年前納は4月末日に、半年前納は4月末日と10月末日にそれぞれ引き落とされます。

※平成29年4月から、納付書・クレジットカード納付についても、2年前納が利用できるようになります。詳しくは、お問い合わせください。

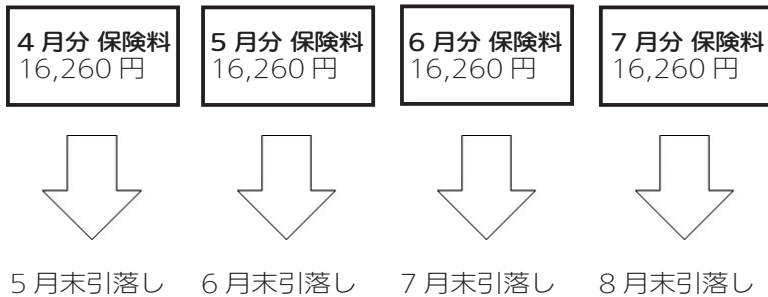
早割について

通常の口座振替は翌月末の引き落としですが、当月末に引き落としとして前納することを早割といい、保険料の割引があります。早割制度を申し込むと、翌月末の初回口座振替時に2カ月分の保険料（初回分として従前の保険料と2回目分として50円割引の保険料）が引き落としになります。2カ月目からは50円割引となります。希望する場合は、年金事務所に申し込みください。

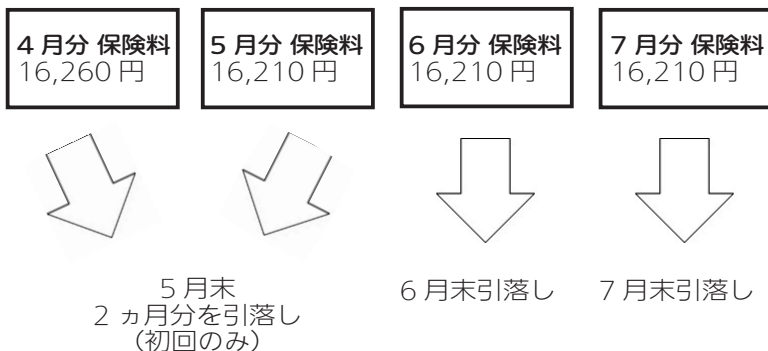
保険料の免除制度について

国民年金保険料の納付に困りの人は、免除制度をご利用ください。国民年金保険料を未納のままにしておくと、老後の年金だけでなく、障がいを負ったり、亡くなったときに、障害年金や遺族年金が支給されることがあります。保険料は毎月忘れずに納めましょう。所得が少ない、失業したなどの理由で保険料を納めるのが難しい場合は、世帯の所得に応じて保険料の全部または一部の納付が免除・猶予される「保険料免除制度」がありますので、ご相談ください。

【通常の口座振替】



【早割の口座振替】



※目安として、平成28年度の保険料 月16,260円を表示しています。

問合せ 国保ねんきん課 (本庁仮設庁舎西棟1階) ☎33-4105
八代年金事務所 国民年金課 ☎35-6143